

議題(2) その他(マイナ保険証への移行)について

ア 国民健康保険法等の改正内容

令和6年12月2日以降、被保険者証の新規発行が終了し、被保険者証機能は健康保険証利用登録をされたマイナンバーカード（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行します。

マイナ保険証を保有していない方等には、被保険者証に代わる「**資格確認書**」を交付します。また、マイナ保険証を持っている方には、ご自身の資格情報を容易に確認できるようにするため、「**資格情報通知書（資格情報のお知らせ）**」を発行します。

イ 小牧市の方針

令和6年12月2日時点で発行済の被保険者証は有効期限（多くの方は令和7年7月31日）まで使用することができます。令和7年7月の年次更新時に、マイナ保険証の保有状況に応じて資格確認書、もしくは資格情報通知書を送付します。

ただし、令和6年12月から令和7年6月までに70歳を迎える方は被保険者証の有効期限が誕生日の月末（1日生まれの方は前月末）までとなるため、誕生月の翌月（1日生まれの人は誕生月）からマイナ保険証、もしくは資格確認書を使っていただくことになります。また、令和6年12月2日以降に転入・社保離脱等で新規加入される方も同じく、マイナ保険証の保有状況に応じて資格確認書、もしくは資格情報通知書を交付します。

R6.12月～R7.7月	R7.8月～
被保険者証の有効期限まで使用可※ (R7.7.31まで) ※新規加入者や資格情報に変更になる方は、その時点でマイナ保険証 or 資格確認書に移行	マイナ保険証 or 資格確認書

ウ マイナ保険証のメリット

マイナ保険証を使用することで、過去の健診・医療情報に基づいたより適切な医療を受けられることや限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除される等のメリットがあります。